

入札説明書

中部地方整備局の平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成22年 9月24日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

3. 工事概要

- (1) 工事名 平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 静岡県焼津市一色地先
- (3) 工事内容 ① 実施設計 離岸堤 1基（L=150m）
② 実施施工 離岸堤 1基（L=150m、製作・据付）
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成25年9月30日まで
- (5) 使用する主要な資機材 コンクリート 1式、鋼材 1式
※詳細数量等については実施設計により確定するものとする。
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（高度技術提案型Ⅱ型）の対象工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (9) 本工事は、IS09001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
- (10) 本工事は、「土木工物品質確認技術者制度」適用工事であり、土木工物品質確認技術者を選択することができる（低入札価格調査制度の調査対象工事は除く）。ただし、IS09001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を申請し承認を得た場合は、「土木工物品質確認技術者」制度は選択できない。
なお、上記取り組み内容の詳細については、
国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>
「企業と自治体」－「建設関係情報」－「建設技術に関するページ」－「IS09001活用工事と品質確認技術者制度について」に記載されているとおりである。
- (11) 本工事は、中部地方整備局における公共工事の品質確保への取り組みを一層促進、並びに現下の諸課題等への対応方策を検討するため、入札公告及び説明書に記載する一般競争の拡大、不良不適格業者の排除及びダンピング対策に係る各取り組み内容について試行する工事である。
なお、上記取り組み内容の詳細については、
国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>
「企業と自治体」－「建設関係情報」－「公共工事の品質確保に関するページ」－「品質確保への取り組み」－「中部地整の新たな入札手続きの取り組み」に記載されているとおりである。
- (12) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後（実施設計完了後）受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm>参照）に基づき行うものとする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意

が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

- (13) 本工事は、設計・施工提案及び技術提案に基づいた実施設計及び実施施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。
- (14) 本工事は、入札に先立ち、設計・施工提案及び及び技術提案を行った者に対し、その審査において当該設計・施工提案及び技術提案についての改善を求め、又は改善の提案を受け付けることができる工事である。
- (15) 本工事は、離岸堤の性能を規定した工事である。
- (16) 基本性能及び設計・施工提案の範囲
 - ① 設計条件及び施工条件は追加特記仕様書による。
 - ② 設計・施工提案、見積りの範囲は別添資料1のとおりとする。
- (17) 交付する図面等
 - ① 別冊図面
 - (ア) 位置図・平面図、(イ) 標準断面図
 - ② 別冊仕様書
土木工事追加特記仕様書
 - ③ 貸与可能な図書
 - (ア) 平成18年度駿河海岸一色離岸堤地質調査報告書、
 - (イ) 建設省総合技術開発プロジェクト 海洋利用空間の創成・保全技術の開発 報告書 (H4.3 建設省)、
 - (ウ) 駿河海岸海象データ波高・周期(最大波、有義波等)平均波向、流速、流向、風速(瞬間風速等)、平均水位等【駿河海洋観測所(1985年8月～2006年8月)、駿河海洋観測所(沖)(2006年8月～)】
 - (エ) 深浅測量データ【測点：No.23, No.24, No.25】
- (18) その他
 - ① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については
国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>
「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。
この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口：中部地方整備局 総務部 契約課
〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
電話 052-953-8138 (直通)
 - ・受付時間：10時～16時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。
 - ② 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価(共通)点数)が、1,200点以上であること(上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること)。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始

の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 平成8年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限る。））

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成8年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点合計が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

①同種工事：海岸・海洋、港湾の構造物（離岸堤、突堤、棧橋）の施工実績

- (6) 9. (2)(ア)に示す評価項目に対し提出された各々の技術提案（以下「技術提案書」という。）が発注者の設定している標準案（別添資料2参照）と同等以上であること。

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・ 「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

② 1人の者が上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること（品質証明員、土木工物品質確認技術者としての経験は除く。）。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限る。））

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点合計が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

経常建設共同企業体にあっては、一人で上記①の基準を満たし、上記(5)に掲げる同種工事の実績を有した監理技術者又は主任技術者を構成員の何れかで1名、専任で配置できること。残りの構成員においては専任で上記①の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記①の基準を満たし、上記(5)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③ 当該工事を受注した場合において、専任で配置する予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事においては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

⑤ 配置予定技術者は、据付現場での監理（又は主任）技術者（経常建設共同企業体にあっては、据付現場での全ての構成員の配置予定技術者）とする。なお、配置予定技術者は現場据付時期から専任できるものであること。

- (8) 次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該工事（実施設計）に配置できること。

ただし、評価（総合評価加算点）については対象外とする。

① 技術士（総合技術監理部門（建設－河川、砂防及び海岸・海洋）建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））、土木学会が認定した特別上級技術者（流域・都市）、上級技術者（流域・都市、河川・流域及び海岸・海洋）、1級技術者（流域・都市、河川・流域及び海岸・海洋）、RCCM（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者で

あること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置する予定の技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。

また、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表1⑦に示す日を予定する。

- ② 本工事の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定設計技術者とは別に、配置予定設計技術者と同等の技術者資格を有する担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、別記様式4を提出すること。要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- (9) 当該工事における離岸堤の概略設計及び施工方法の設計・施工提案書、技術提案書及び見積書が適正であること。
- (10) 申請書、資料、設計・施工提案書、技術提案書及び見積書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

静岡河川事務所に係る以下の業務

- ・平成22年度 静岡河川事務所技術審査整理業務
- ・平成22年度 駿河海岸一色有脚式離岸堤検討業務

- (12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (11)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、下記①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係

電話 052-953-8138 (直通)

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)及び(3)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(4)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

電子入札システムによる提出の場合：

① 提出期間： 別表1①のとおり

② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）及び「資料」（表紙1及び別記様式2～別記様式4）、技術提案書フィールドに「設計・施工提案書」（表紙2及び別記様式5～別記様式9）、「技術提案書」（表紙3及び別記様式10～別記様式12）及び見積書（別記様式13）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送等すること。

郵送等で提出する場合には、必要書類の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

1. 郵送等する旨の表示

2. 郵送等する書類の目録

3. 郵送等する書類のページ数

4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の送付先は6. に同じ。

③ ファイル形式：

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

・一太郎	2007以下
・Microsoft Word	2002以下
・Microsoft Excel	2002以下
・その他のアプリケーション	PDFファイル Acrobat 6以下 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式 圧縮ファイル LZH形式のみ

※ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

紙入札方式による提出の場合：

① 受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ

② 受付場所：持参する場合の受付場所及び郵送等の送付先は 6. に同じ

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 4. (5)の同種工事の施工実績及び4. (7)の配置予定技術者の同種工事の経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 技術提案書等は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績、②の配置予定技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別記様式2)、「配置予定技術者の資格・工事経験」(別記様式3)に記載する工事は、評定点合計が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。また、「配置予定技術者の資格・工事経験」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事成績情報システム(CORINS)」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点合計が65点以上の実績の写しに限る。

評定点合計が65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

① 施工実績(別記様式2)

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員の4. (5)に掲げる実績を記載すること。

② 配置予定技術者及び配置予定設計技術者(別記様式3、別記様式4)

(ア) 4. (7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載する事。経常建設共同企業体にあつては、構成員の何れかから専任で配置する、4. (7)①の基準を満たし4. (5)に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4. (7)①の基準を満たした技術者を記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人(最大3名を限度・経常建設共同企業体にあつては各構成員に対し最大3名を限度)の候補技術者を記載することができる。また、配置予定技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

(イ) 4. (7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定設計技術者の資格を別記様式4に記載すること。

(ウ) 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面によりそ

の旨の申し出（理由：技術者の重複により）を行うこと。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）を変更（18. で後述）できるものとする。

③ 契約書の写し

①の同種工事、②(ア)の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。また、①の同種工事、②(ア)の配置予定技術者の経験においては、「工事実績情報システム（CORINS）」に登録無き工事及び「工事実績情報システム（CORINS）」にて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 設計・施工提案書（別記様式5～別記様式9）

(ア) 離岸堤の設計・施工方法の提案

据付地点は3. (17)①別冊図面に示す地点とし、4. (9)に掲げる設計・施工提案書について、技術的事項に対する所見を別記様式5、別記様式6に記載すること。なお、これらの作成にあたっては、3. (17)交付する図面等を参考として、本工事施工場所の自然環境・景観・地形条件、維持管理面及び施工条件にも配慮した適切な設計・施工計画を立案し、その内容を示した設計・施工提案書とすること。

また、提案する工法の成立性及び施工時期等の施工の確実性を確認するため、別記様式7「設計結果一覧表」、別記様式8「水理模型実験入力シート」及び別記様式9「工程表」に必要事項を記載すること。

なお、提案する工法は、以下の1)から4)の条件のいずれかを満足する工法とする。

- 1)「駿河海岸新型離岸堤検討委員会」（平成10年12月14日付け公表資料・・・静岡河川事務所ホームページ：http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/03_kaigan/07_iinkai/rigan/index.html 参照）で認められた工法
- 2)国土交通省所管の建設技術審査証明協議会により「建設技術審査証明（建設分野コード：海岸）」を受けた工法で工事追加特記仕様書に示す消波性能を有していることが確認された工法
- 3)上記1)又は2)で認められた工法の機能向上を目的として改良案を提案する場合は、下記4)に準じて水理性能を証明する資料を作成し、上記1)又は2)の工法との改良点を明らかにすること。
- 4)上記1)～3)以外の工法については、以下の条件を満足すること。
 - a)工事追加特記仕様書に示す消波性能を有し、かつ波高0～4m、周期8～12s、潮位差約2mに対しても透過率・反射率についての水理性能が明確に証明できる工法であること。
 - b)消波原理を科学的知見に基づいて証明できること。
 - c)工事追加特記仕様書に示す設計波浪に対して、離岸堤本体（函体）の諸元（天端幅、没水深、傾斜スリットの角度、スリット間隔など）をパラメーターとした透過率・反射率を整理し、函体諸元の設計根拠を明確に証明できること。
 - d)設計に使用する波力低減係数の根拠を明確に証明できること。
 - e)離岸堤本体（函体）の安定を損なうような、函体直下および函体周辺の局所洗掘の発生がないことを明確に証明できること。

(イ)上記(ア)4)については、次のような模型実験を実施して消波性能を確認するものとし、発注者が必要に応じて行う資料の要請には応じなければならない。

【模型実験】

- (i) 実験方式：二次元水路 延長＝周期10.0sの波が10波以上再現可能な水路
- (ii) 縮 尺：1/25以上
- (iii) 規 則 波：「駿河海岸新型離岸堤検討委員会」で認められた工法と同様に、原則として規則波の実験とする。
- (iv) 水 深：10m以上（模型水深 0.4m以上）
- (v) 水理条件：波高＝1.0m、2.0m、3.0m、4.0m
周期＝8.0s、9.0s、10.0s、11.0s、12.0s
潮位差＝2.0m相当

なお、実験及び確認に必要な費用・経費は全て請負者の負担とする。

(ウ)技術対話において消波性能を確認するために追加の模型実験を求められた場合は、再提出する設計・施工提案書に模型実験による消波性能の確認について記載しなければならない。

(エ)参考資料を添付する場合は、設計・施工提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、A4片面10枚以内とすること。なお、評価の対象は設計・施工提案書に記載された内容で行う。

また、発注者が必要に応じて行う資料の要請には応じなければならない。

(オ)規定枚数を超過した場合については、各々の資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。なお、超過した以降の内容は認めない。

⑤ 技術提案書の提出（表紙3及び別記様式10～別記様式12）

9. (2) (ア) (i)に示す評価項目に対し、技術的事項に対する所見を技術提案書（別記様式10、別記様式11）に記載すること。

9. (2) (ア) (ii)に掲げる「起重機船・クレーン付台船の占有面積の軽減対策」についての数値提案及びその根拠についての所見を技術提案書（別記様式12）に記述すること。

⑥ 技術提案書に記載する内容が標準案と同等の内容を含み標準案以上であると認められることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

⑦ 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

⑧ 設計・施工提案書及び技術提案書に対応した見積書（別記様式13）

設計・施工提案書及び技術提案書に対応した見積書を作成し提出すること。見積書は工種、種別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価、金額のほか、単価を構成する材料費・労務費・機械経費等の規格・数量等を記載した内訳書及び単価表を作成し提出すること。また、見積書は、予定価格を算出するための参考として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。ただし、「提出された最終の見積書」と「入札時に提出された工事費内訳書」に記載された純工事費（工場純工事費を含み、実施設計費は含まない）が同額でない場合にはこの入札を無効とする。

なお、単価変動等の確認のため、競争参加資格確認通知後に見積書の再提出を求める。その際、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

(5) 資料及び設計・施工提案書、技術提案書作成説明会

資料及び設計・施工提案書、技術提案書作成説明会については、原則として実施しない。

(6) 設計・施工提案、技術提案書及び見積書に対する審査等

設計・施工提案、技術提案書及び見積書に対する審査及び評価は、中部地方整備局技術審査委員会において行うものとする。また、評価の基準日は別表1.⑥に示す基準日にて評価するものとする。

なお、審査（提案の適否）及び評価（総合評価加算点）の内容は下記のとおりとする。

①設計・施工提案における審査の着目点は下記のとおりとし、評価（総合評価加算点）の対象外とする。

構造の成立性に関する技術的所見（構造の安定性、耐久性等）及び、適用性に関する技術的所見（品質、出来形、現場条件、安全性、経済性等）について審査を行う。

②技術提案における審査の着目点は下記のとおりとする。

9. (2) (ア) (i)に示す評価項目において、実現性、有効性に関する技術的な裏付け等について審査及び評価する。

9. (2) (ア) (ii)に掲げる「起重機船・クレーン付台船の占有面積の軽減対策」についての数値提案及びその根拠における技術提案を総合的に審査及び評価する。なお、入札時に求める数値提案値と、技術資料提出時に求める提案値との変更は認めない。

- (7) 競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。また、競争参加資格の審査において、技術提案書における記載内容が発注者の設定している標準案と同等以上でない場合や根拠が伴わない数値の提案を行った場合は、競争参加資格を認めない。なお、技術提案書における提案内容は、具体的な根拠を伴うものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の提案は認めない。
- (8) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については別表1⑦に示す期日までに通知する。通知において、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知し、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (9) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書のヒアリング（技術対話）
設計・施工提案書、技術提案書及び見積書のヒアリングを次の要領で行う。

設計・施工提案書、技術提案書及び見積書のヒアリング（技術対話）

- ① 実施期間：別表1⑩による。
- ② 場 所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館を含む近辺
- ③ その他：
- ・各入札参加希望者の技術対話の日時及び場所は追って通知するが、提案内容によっては技術対話を実施しない場合がある。なお、技術対話時間は2時間以内を予定している。
 - ・出席者は資料の内容を説明できる者とし、出席人数は5名までとする。なお、4.(7)及び4.(8)の技術者を同席させること。
 - ・審査では、設計・施工提案書、技術提案書及び見積書等全ての項目について行う。
 - ・設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の審査の結果、設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の再提出を求めることがある。（電子入札システムによる再提出はできないため、この場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。）
- 再提出期限：別表1⑩による。
- 受 付 場 所：中部地方整備局 河川部 河川工事課 海岸係
〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号名古屋合同庁舎第二号館
電話 052-953-8153
- ・技術対話に参加しない場合においては、設計・施工提案書及び技術提案書の再提出を認めない。
 - ・設計・施工提案書、技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとするが、改善の提案にあたっては構造形式の抜本的な変更は認めない。
 1. 設計・施工提案書、技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で再提出期限内に改善を求め、提案者が応じた場合。
 2. 設計・施工提案書、技術提案書の記載内容について再提出期限内に提案者が改善の提案を行った場合。
- 設計・施工提案書、技術提案書の再提出にあたっては、修正内容が分かるように記載するものとし、発注者が必要に応じて行う資料の要請には応じなければならない。なお、再提出時の規定枚数については別途通知する。
- また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

- (10) その他
- ① 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された技術提案書等は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、発注者の要請によるもの及び配置予定技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
 - ⑤ 設計・施工提案書及び技術提案書、見積書等に関する問い合わせ先
上記(1)、(2)及び(8)に関して・・・6.に同じ。

上記(3)から(7)、(9)及び(10)に関しては次による。

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 河川部 河川工事課
電話 052-953-8153 (直通)

- ⑥ 入札参加希望者は、設計・施工提案書及び技術提案書作成にあたって3. (17)③に示す図書の貸与を受けることができる。

貸与期間：別表1⑫による。

貸与申込方法：貸与を希望する者は、書面（様式自由）を申込先へ持参、郵送又は電送により送信をすることにより申し込むものとする。ただし、電送の場合は着信確認をすること。

申込期間：別表1⑬による。

申込先：国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所 海岸課
電話 054-273-9103 (直通)
ファクシミリ 054-273-9216

その他：資料の貸与方法等については追って通知する。

8. 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者、又は技術提案を認められなかった者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

① 提出期限：別表1⑧のとおり

② 提出場所：6. に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。ただし、技術提案のみが認められなかった者については、電子入札システムによる提出ができないため、持参又は郵送等により提出すること。
紙入札方式の場合は、競争参加資格、技術提案のいずれにおいても持参又は郵送等とする。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表1⑨に示す期日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

9. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

② 4. (6)の技術提案により最大50点の加算点を与える。

③ 得られた標準点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

なお、入札価格が特別重点調査基準価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

総合評価落札方式に関する詳述は、(別添資料3)「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を(2)以下に示す。

- (2) 評価項目

各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。

(ア) 性能等の評価に関する事項

(i) 離岸堤の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策」について

・「離岸堤本体と鋼管杭との接合部の一体性向上対策」について

(ii) 社会的要請の技術提案に関する事項

・「起重機船・クレーン付台船の占有面積の軽減対策」について

(3) 入札の評価に関する基準及び得点配分

① 本工事の総合評価に関する加算点は以下のとおり付与する。

評 価 項 目			最大加算点 (下記に示す点数の 範囲で付与)
企 業 の 技 術 提 案	性能・機能 (耐久性)の向上	下表②参照	20点
		下表③参照	20点
	社会的要請	下表④参照	10点
合計加算点の最大値			50点

② 離岸堤の性能・機能（耐久性）「離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策」の評価基準は以下のとおりとする。

評価の基本	「離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策」 マスコンクリートの温度ひび割れ抑制対策の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目	評価基準	加算点 (下記より点数を付与)
「離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策」	下記の評価項目設定理由を踏まえ、離岸堤におけるコンクリートの品質向上に繋がる工夫のポイントが記述されかつその工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。	最高20点を 限度とする
評価項目設定理由	離岸堤は、堤体長150mの構造物である。本工事は台風や波浪など気象作用の厳しい環境であり、コンクリートの品質及び耐久性向上のため、マスコンクリートの温度ひび割れ抑制が重要な課題である。 このため、本技術提案では、この趣旨に着目した「離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策」について提案を求めるものである。	

③ 離岸堤の性能・機能（耐久性）「離岸堤本体と鋼管杭との接合部の一体性向上対策」の評価基準は以下のとおりとする。

評価の基本	「離岸堤本体と鋼管杭との一体性向上対策」 離岸堤本体及び鋼管杭の接合部における一体性向上対策の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目	評価基準	加算点 (下記より点数を付与)
「離岸堤本体と鋼管杭との接合部の一体性向上対策」	下記の評価項目設定理由を踏まえ、離岸堤本体と鋼管杭との接合部における一体性を向上に繋がる工夫のポイントが記述され、その工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。	最高20点を 限度とする
評価項目設定理由	有脚離岸堤は、離岸堤本体に受ける波力を杭に伝達し、鋼管杭の支持力で対応する構造体であるため、離岸堤本体と鋼管杭との接合部における一体性向上対策が重要な課題である。 このため、本技術提案では、この趣旨に着目した「離岸堤本体と鋼管杭との接合部の一体性向上対策」について提案を求めるものである。	

④ 社会的要請「起重機船・クレーン付台船の占有面積の軽減対策」の評価基準は以下のとおりとする。

評価指標	評価基準	加算点
数値 提	起重機船・クレーン付台船の占有面積の軽減対 提示された占有面積が500,000m ² ・日未満の者に10点、最低限の要求要件5,000,000m ² ・日（標準案）に0点をそれぞれ付与するものとする。なお、その他の提案をした者については、そ	最高10点を 限度とする

案 策	<p>それぞれの数値に応じ按分した点数を付与する。 標準案に満たない(5,000,000m²・日を超える)ものについては競争参加資格を認めない。</p>	
-----	--	--

※1：記載に関する事項

- (ア) 評価項目に対する提案数は②③各々5提案までとし、1つの提案項目に複数の提案があった場合でも1提案として扱う。
- (イ) 技術提案書(別記様式10～別記様式12)②③④各々A4サイズ片面3枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。
- (ウ) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価の対象は技術提案書に記載された内容で行う。
 - (i) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式10～別記様式12)を含め②③④各々片面10枚以内とすること。
 - (ii) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

※2：技術提案内容の評価に関する事項

((ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(コ) (iii) については上表②、③を対象とするものとする。)

- (ア) 技術提案においては、別添資料2に示す前提条件に基づき提案すること。
 - (イ) 提案内容が、②③各々の評価項目に対し5提案を超過した場合については、提案内容の記載順に5提案までの内容で評価するものとする。又、※1(ウ)(i)に示す規定枚数を超過した場合については、②③④各々の資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。なお、超過した以降の内容は認めない。
 - (ウ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価する。
 - (エ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に示す課題を根本的に解決する内容である場合は、上記より更に高く評価する。
 - (オ) 提案内容が、「推奨技術」等の有効な技術を使用し優位性が認められる場合は高く評価する。
 - (カ) 提案内容において、提案の効果が重複した2つ目以降の提案については、1つ目の評価より低く評価する。
 - (キ) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、抽象的な内容(「丁寧に施工する」等)の場合は評価しない。
 - (ク) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。
 - (ケ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、提案として認めないものとする。
 - (i) 提案内容が前提条件の変更となるもの。
 - (ii) 評価項目設定理由の趣旨や前提条件を満足しないもの。
 - (iii) 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められるもの。
 - (コ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、減点するものとする。
 - (i) 技術提案書における規定枚数を超えるものは、5点を減点する。
 - (ii) 技術提案書及び参考資料の合計枚数が規定枚数を超えるものは、5点を減点する。
 - (iii) 提案数が5提案を超える場合は、5点を減点する。
 - (iv) 認められない提案のうち評価項目設定理由の趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合は、5点を減点する。
- (4) 予定価格は、入札参加希望者の見積書を参考に作成する。なお各社の計画の部分的な内容の組み合わせは行わないものとする。
- (5) 落札者の決定
- ① 入札参加者は、価格及び提案値をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値(評価値 = {(標準点 + 加算点) / (入札価格)})を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
 - (イ) 提案が最低限の要求要件(標準案)と同等以上であること。
 - (ウ) 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこ

と。

② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(6) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、工事成績評価についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

10. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期間： 別表1②のとおり

持参する場合は、別表1②に示す上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。

② 提出場所： 6. に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メール（メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp）で提出すること。電子メールの場合には提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認すること。また次のとおり閲覧にも供する。紙入札者に対しては電子メールで回答する。

① 期間： 別表1③のとおり

② 場所： 6. に同じ。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表1④のとおり。

(2) 持参による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ持参すること。

(3) 郵送等による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ期間内に必着するよう送付すること。

(4) 開札は、中部地方整備局 総務部 契約課にて別表1⑤に示す日時において行う。

(5) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

(4) 電子入札システムで落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。

① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。

② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。

③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信

するものとする。

13. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店）又は銀行等の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険にかかる保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

イ) 提出期間：別表1⑭による。

ロ) 提出場所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138（直通） 内線2526

ハ) 増額変更：認めない。

ニ) 減額変更：認めない。

ホ) 提出方法：書類の提出は、持参又は郵送等する。

ヘ) 保証期間：別表1⑮に示す期間まで。

ト) 入札保証金の不備：入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。

チ) その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

別表

1. 未納付であると認められる場合 （未納付であると同視できる場合を含む。）	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 押印が欠けている場合
	(3) 様式が満たしていない場合
	(4) 白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

14. 提案値及び工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した提案値（参考様式1）及び工事費内訳書（別記様式1-4）を電子入札システムにより提出を求める。

① 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法：電子入札方式の場合は、提案値及び工事費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、また、

電子入札システム「入札状況一覧」－「入札書提出」の提案値添付フィールドに提案値（参考様式1）をそれぞれ添付し入札書とともに送信すること。

(イ) 郵送等について： 提案値及び工事費内訳書の合計ファイル容量が1MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送等（締切日時必着）で提出すること。郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等に当たっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- 1) 郵送等する旨の表示
 - 2) 郵送等する書類の目録
 - 3) 郵送等する書類のページ数
 - 4) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- 郵送等の場合の提出先は6. に同じ。

(ウ) ファイル形式： 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、7. (1)③と同じ形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

提案値を入札書（参考様式2）に従い記載し、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。支出負担行為担当官等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1. 未提出であると認められる場合 （未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

15. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。
入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱われること。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16. 入札の無効等

- (1) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む。）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局特定調達契約（工事等）入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (3) 7. (4)⑧に示す「提出された最終の見積書」と「入札時に提出された工事費内訳書」に記載された純工事費（工場純工事費を含み、実施設計費は含まない）が同額でない場合にはこの入札を無効とする。

17. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で9. (5)により決定するものとする。
なお、具体的には「総合評価落札方式の内容」（別添資料3）による。
ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、19. (1)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。
なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次(①～④)に掲げる額の合計額（実施設計費は含まない）に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.0を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.0を乗じて得た額とする。
 - ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- (3) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、支出負担行為担当官に対して非落札者となった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限： 落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
 - ② 提出場所： 6. に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参又は郵送等すること。
 - ④ 回答方法： ①の提出期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、電子入札システムにより回答する。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

18. 配置予定技術者及び配置予定設計技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお 実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- ① 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
- ③ 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- ④ 上記③において途中交代を認める際の現場対応。
 - ・ 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ・ 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ・ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

19. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

（特別重点調査の詳細については、中部地方整備局ホームページ：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」を参照すること。）

- (2) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、4. (7)に定める要件と同一の要件（4. (7)②に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官に通知することとする。

- (3) 本工事は、調査基準価格を下回る価格で契約した場合に、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査実施要領（案）」に基づき、品質検査員が現場において日々確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の対象とする試行工事である。

（施工プロセスを通じた検査の詳細については、中部地整ホームページ [<http://www.cbr.mlit.go.jp/>]「企業と自治体」－「建設関係情報」－「建設技術に関するページ」を参照。）

- (4) 本工事は、調査基準価格を下回る価格で契約した場合に、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用し、前払金を2割以下とし、中間前払いを行わないこととする、試行工事である。

- (5) 予算決算及び会計令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前金払	平成22年度	平成22・23年度出来高予定額の40%以内。ただし、平成22年度支払限度額の範囲内			
	平成23年度	平成22・23年度出来高予定額の40%から、平成22年度支払限度額を差し引いた額。			
	平成24年度	平成24年度出来高予定額の40%、ただし、平成24年度支払限度額の範囲内			
	平成25年度	平成25年度出来高予定額の40%、ただし、平成25年度支払限度額の範囲内			
中間前金払及び部分払	次の区分に従って選択することができる。				
	選択区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	中間前金払を選択した場合	なし	中間前金払及び部分払1回	中間前金払及び部分払1回	有り
	部分払	なし	3回	3回	1回

22. 火災保険付保の要否 : 否

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無

24. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

26. 契約変更の取り扱い

契約時と状況が異なった場合の契約変更の取扱いについては、別添資料4リスク分担表によるものとし、受注者が負担する範囲においては請負代金額及び工期の変更は行わないものとする。ただし、設計図書で明記されていない事項及び施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合は変更の対象とする。

また、実施設計完了後は発注者の承諾を受けた上で設計図書を変更するものとするが、設計に対するその後の責任を発注者が負うべきものでない。

27. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局特定調達契約（工事等）入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (1)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 契約後VEの提案
契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、7. (6)②に記載する評価項目に関する内容は対象としない。
- (6) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて
本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは総括監督員に対し、工事請負契約締結日から14日以内にISO9001認証取得活用監督業務等申請書に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。
 - ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
 - ② ISO9001の審査に係る次の書類
 - (イ) 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し。
 - (ロ) 上記(イ)の審査に係る合否判定結果の写し
 - ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
 - ④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
 - ⑤ 申請日の前々年度及びその前年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し
 - ⑥ 上記⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し総括監督員は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。
総括監督員は、この取扱いの適用が適当でないとき、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。
- (7) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から18時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>
- (8) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。
「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センター Tel 03-3505-0514
電子入札施設管理ホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、6.、7. (10)へ連絡すること。
- (10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	技術提案書等の提出期間	平成22年 9月27日から平成22年11月 8日まで 10時～16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
②	入札説明書に対する質問の受領期間	平成22年 9月27日から平成23年 2月15日まで
③	入札説明書の質問に対する回答閲覧期間	平成23年 2月18日から平成23年 2月23日までの休日を除く毎日、 10時から16時まで
④	入札の受付期間	平成23年 2月22日10時00分から平成23年 2月23日12時00分まで
⑤	開札日時	平成23年 2月24日10時00分
⑥	競争参加資格の審査及び評価の基準日	平成22年11月 8日時点
⑦	競争参加資格の有無及び技術提案内容の採否の結果通知日	平成23年 1月26日まで
⑧	競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限日	平成23年 2月 4日 16時まで
⑨	競争参加資格が無いと認めた者等からの説明要求に対する回答期限日	平成23年 2月14日まで
⑩	技術対話	平成22年12月 1日から平成22年12月 2日 (予定)
⑪	設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の再提出期間	平成22年12月 3日から平成22年12月22日まで 10時～16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑫	本工事にかかる資料の貸与可能期間	平成22年 9月24日から平成22年11月 8日まで 10時～16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑬	資料の貸与を希望する場合の申込期間	平成22年 9月24日から平成22年11月 5日まで 10時～16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑭	入札保証金の納付等にかかる書類提出期間	平成23年 1月27日から平成23年 2月23日まで 10時～16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑮	入札保証金に係る保証期間	平成23年 3月 7日まで

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 印
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成22年9月24日付けで公告のあった平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

記

- 1). 入札説明書7. (4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2). 入札説明書7. (4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3). 入札説明書7. (4)③に定める契約書の写し
[有、無] 写し等を添付する場合は 有 に○を付す
- 4). 入札説明書7. (4)④に定める設計・施工提案提案書
- 5). 入札説明書7. (4)⑤に定める技術提案書
- 6). 入札説明書7. (4)⑧に定める見積書

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手をはった長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事

競争参加資格確認資料

等級区分 一般土木
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇

連絡先 所属：
役職：
氏名：
電話：
E-mail： 0000000@00.00.00

標記について、平成22年9月24日付けで公告のありました「平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の合計容量が3MBを超える場合には、郵送等(締切日時必着)で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせ先(担当者)を記載するものとする。

同種工事の施工実績

会社名：_____

・同種工事： 海岸・海洋・港湾の構造物（離岸堤、突堤、栈橋等）の施工実績

競争参加資格		同 種 ・ 類 似	
工事 名 称 等	工事名称		評定点 点
	発注機関名		
	施工場所	(都 道 府 県 ・ 市 町 村 名)	
	契約金額		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	受注形態等	単 体 / J V (出 資 比 率)	
工 事 概 要	○○○○	○○○○m	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) ・ 無	

注1)同種・類似の区分について、いずれかに○を付す。

注2)必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注3)CORINS登録を「有」に○した場合は、CORINS登録番号を記載すること。

注4)CORINS登録を「無」に○した場合は、当該工事の契約書の写しを添付すること。

注5)CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

注6) 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が有する入札説明書に掲げる実績を、それぞれ記載する。なお1枚につき1社の記載とし、複数枚使用する場合は、本用紙を複写して使用すること。

注7)当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡しが完了したことを証明する書類を添付する事とし、その場合においては、評定点を65点と見なす。

なお、平成8年度以降の中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、様式1「工事成績確認申請書」により申請し、様式2「工事成績確認書」の交付を持参により受け、写しを添付すること。郵送による受領・送付は行わないため、申請にあたっては事前に以下に連絡すること。なお、申請から交付は3日程度（土曜日、日曜日及び休日を除く）の期間を要する。

工事成績確認書の交付に関する問い合わせ窓口

中部地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052-953-8131 FAX 052-953-8294

頁／総頁

配置予定技術者の資格・工事経験

会社名：〇〇〇建設株式会社

配置予定者の氏名		主任（監理）技術者 〇〇 〇〇（フリガナを記載）		
最終学歴		学校名 学科名 00年卒業		
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士 00年00月取得（登録番号：0000） （指定建設業）監理技術者資格者証 00年00月初交付（現在の交付番号：0000）		
		実務経験 〇年以上（実務経験による資格の場合に記入） ※実務経験による参加資格の場合は、その経験が証明できる資料を添付すること		
工事 名 称 等	同種又は類似の区分	同種 ・ 類似		
	工事名称			評定点 点
	発注機関名			
	施工場所	（都道府県・市町村名）		
	契約金額			
	工事期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	従事役職			
	工事内容	同種又は類似工事が確認できる内容を記載のこと。		
	受注形態等	単体 / J V （出資比率）		
	CORINSへの登録	有（ ） ・ 無		
申工 請事 時の に從 お事 け状 る況	工事名称			
	発注機関名			
	工事期			
	従事役職			
	本工事と重複する場合の対応措置			
CORINSへの登録	有（ ） ・ 無			

- 注1) 同種・類似の区分について、いずれかに○を付す。
- 注2) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載すること。
無に○を付した場合は契約図書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事した事が判断できる書類を添付すること。
CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。
- 注3) 主任（監理）技術者の工事経験について、品質証明員としての経験は除く
- 注4) 従事した工事経験を1件記載する事。また、複数の技術者を登録する場合（3名を限度。）は、本様式を複写し作成すること。
- 注5) 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、当該工事受注後に配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を提出すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有するものについては監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を提出すればよい。
- 注6) 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が配置する技術者をそれぞれ記載することとし、氏名欄に構成員が所属する会社名を記載すること。なお、入札説明書4. (7)①の基準を満たし、4. (5)に掲げる同種工事の実績を有した技術者以外は同種・類似工事の実績を記載する必要はない。
- 注7) 当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、当該工事受注後に配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断出来る資料（監理技術者証（表裏とも）又は健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。
- 注8) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付する事とし、その場合においては、評定点を65点と見なす。また、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点合計が65点以上の実績の写しに限る。
なお、中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、別記様式2注7)に従い、再交付の申請をすること。

設計技術者の資格

会社名：〇〇〇〇建設株式会社

配置予定者の氏名 ^(フリガナ)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (△△△(株))
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業
法令による資格・免許	技術士 (建設部門) (取得年及び登録番号)
職歴	業務経歴 (過去〇年間) 等

注1) 資格、免許の写しを添付すること。

設計・施工提案、見積対象範囲一覧表

項目	項目に含まれる工種	設計・施工提案	見積費	内容等		
工場製作工	鋼製ジャケット	鋼製ジャケット材料費	○	○	鋼製ジャケットの材料費を計上する。	
		鋼製ジャケット製作費	○	○	鋼製ジャケットの製作費を計上する。	
		防触工	○	○	電気防食に必要な費用を計上する。	
	RC上部	RC上部工製作費	○	○	RC上部工の製作に必要な費用を計上する。	
		標識灯及び標識柱	標識灯	○	○	標識灯に必要な費用を計上する。
	標識柱		○	○	標識柱に必要な費用を計上する。	
	〇〇〇	〇〇〇製作費	○	○	その他必要な工種の費用を計上する。	
	間接労務費			○		
工場管理費			○			
	鋼製ジャケット製作	鋼製ジャケット製作	○	○	鋼製ジャケットの製作に必要な費用を計上する。	
		防触工	○	○	電気防食に必要な費用を計上する。	
	RC上部	RC上部工製作	○	○	RC上部工の製作に必要な費用を計上する。	
		標識灯及び標識柱	標識灯	○	○	標識灯に必要な費用を計上する。
	標識柱		○	○	標識柱に必要な費用を計上する。	
	〇〇〇	〇〇〇製作	○	○	その他必要な工種の費用を計上する。	
海上輸送工	鋼管杭	横取り・積込	○	○	鋼管杭を据付箇所もしくは仮置きヤードに運搬するための横取り・積込費用を計上する。	
		運搬	○	○	鋼管杭を据付箇所もしくは仮置きヤードに運搬費用を計上する。	
	鋼製ジャケット	横取り・積込	○	○	鋼製ジャケットを据付箇所もしくは仮置きヤードに運搬するための横取り・積込費用を計上する。	
		運搬	○	○	鋼製ジャケットを据付箇所もしくは仮置きヤードに運搬する費用を計上する。	
	RC上部	横取り・積込	○	○	RC上部工を据付箇所に運搬するための横取り・積込費用を計上する。	
		運搬	○	○	RC上部工を据付箇所に運搬する費用を計上する。	
	〇〇〇	横取り・積込	○	○	その他必要な部材を据付箇所もしくは仮置きヤードに運搬するための横取り・積込費用を計上する。	
		運搬	○	○	その他必要な部材を据付箇所に運搬する費用を計上する。	
	離岸堤本体工	作業土工	基面整正	○	○	捨石工、マウンド工等の基礎工の費用を計上する。
			〇〇〇	○	○	その他必要な工種の費用を計上する。
既製杭工		鋼管杭材料費	○	○	既製杭の材料費を計上する。	
		鋼管杭打設	○	○	鋼管杭打設に伴う台船及び作業船団、補助工法の費用を含め計上する。	
		杭頭処理工	○	○	鋼管杭の杭頭処理に必要な費用を計上する。切断等により発生する鋼材の運搬、処分費用を含む。	
		中詰処理工	○	○	鋼管杭の中詰め処理に係る費用を計上する。	
		〇〇〇	○	○	その他必要な工種の費用を計上する。	
鋼製ジャケット据付工		鋼製ジャケット据付	○	○	鋼製ジャケット据付に必要な費用を計上する。吊枠の製作、吊り金具等の切断・処理費用を含む。	
		防触工	○	○	電気防食に必要な費用を計上する。	
		鋼製ジャケット切断	○	○	鋼製ジャケット切断に必要な費用を計上する。切断等により発生する鋼材の運搬、処分費用を含む。	
		〇〇〇	○	○	その他必要な工種の費用を計上する。	
RC上部据付工		RC上部工据付	○	○	RC上部据付に必要な費用を計上する。吊枠の製作、吊り金具等の切断・処理費用を含む。	
		グラウト工	○	○	鋼管杭と鋼製ジャケット及びRC上部工を接続するためのグラウトに必要な費用を計上する。	
	〇〇〇	○	○	その他必要な工種の費用を計上する。		
特許使用料	特許使用料		○	特許使用料を計上する。共有特許工法の場合は、実施契約に基づく、民間企業等が有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上する。		
〇〇〇		○	○	その他必要な工種の費用を計上する。		

設計・施工提案、見積対象範囲一覧表

項目	項目に含まれる工種	設計・施工提案	見積費	内容等	
仮設工	作業ヤード整備工	○	○	現場製作ヤード整備に必要な費用を計上する。設置・撤去、産廃処理を含む。	
	鋼管杭打設用仮設	導材	○	○	導材の製作、据付に必要な費用を計上する。材料費（リースの場合は使用料）、産廃処分費用を含む。
		○○○	○	○	その他必要な項目の費用を計上する。
	鋼製ジャケット据付用仮設	仮受杭	○	○	仮受杭の材料費、設置に必要な費用を計上する。材料費（リースの場合は使用料）、産廃処分費用を含む。
		○○○	○	○	その他必要な項目の費用を計上する。
	RC上部据付用仮設	仮受杭	○	○	仮受杭の材料費、設置に必要な費用を計上する。材料費（リースの場合は使用料）、産廃処分費用を含む。
		○○○	○	○	その他必要な項目の費用を計上する。
建設副産物処理費			○	発生が予測される建設副産物の処理費用を計上する。また、見積時に分別解体等の方法、再資源化等を行う施設及び所在について明らかにすること。	
○○○		○	○	その他必要な項目の費用を計上する。	
共通仮設費	運搬費	重建設機械分解組立輸送費		○	重建設機械分解組立輸送に必要な費用を計上する。
		作業船回航・曳航費		○	作業船のえい航（回航）に必要な費用を計上する。
		仮設材運搬費		○	仮設材の運搬に必要な費用を計上する。
	準備費			○	準備に必要な費用を計上する。
	事業損失防止施設費			○	事業損失防止に必要な費用を計上する。
	安全費	監視船	○	○	海上作業における安全監視船などに必要な費用を計上する。
		安全対策	○	○	交通誘導員など安全対策に必要な費用を計上する。
	役務費	借地料		○	ヤード借地、ヤード管理に必要な費用を計上する。
		岸壁使用料		○	岸壁使用料を計上する。
		荷役料		○	荷役を計上する。
	技術管理費	技術管理	○	○	品質確保調査、品質証明費等に必要な費用を計上する。
	イメージアップ費			○	イメージアップに必要な費用を計上する。
	○○○○		○	○	その他必要な項目の費用を計上する。
実施設計	海岸構造物設計	離岸堤設計	○	○	安定計算・消波計算及び構造設計、離岸堤本体と鋼管杭の接続検討等に必要な費用を計上する。
		模型実験	○	○	模型実験に必要な費用を計上する。
		温度ひび割れ検討	○	○	コンクリート部の温度ひび割れに対する検討等に必要な費用を計上する。
		安全施設検討	○	○	離岸堤完成後の安全確保（視認）に向けた検討に必要な費用を計上する。
		防触検討	○	○	防触検討に必要な費用を計上する。
		導棒検討	○	○	導棒の検討に必要な費用を計上する。
		○○○検討	○	○	その他必要な項目の費用を計上する。
	鋼管杭設計	杭長検討	○	○	杭長、肉厚等の検討および杭の防食対策の検討に必要な費用を計上する。
		導材検討	○	○	導材の検討に必要な費用を計上する。
		○○○検討	○	○	その他必要な項目の費用を計上する。
	施工計画	施工計画	○	○	施工計画の検討に必要な費用を計上する。
		仮設計画	○	○	仮設計画の検討に必要な費用を計上する。
		工程計画	○	○	製作、据付など全体工程計画立案に必要な費用を計上する。
		○○○検討	○	○	その他必要な項目の費用を計上する。
	照査			○	設計に関わる照査費用を計上する。
	協議打合わせ			○	協議打ち合わせのための費用を計上する。
	○○○○		○	○	その他必要な項目の費用を計上する。

※提案する構造にあわせて修正、追加、削除できるものとする。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

平成 2 2 年度 駿河海岸一色離岸堤工事 設計・施工提案書

等級区分 一般土木工事
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇

連絡先 氏名：
電話：

標記について、平成 2 2 年 9 月 2 4 日付けで公告のありました「平成 2 2 年度 駿河海岸一色離岸堤工事」の設計・施工提案を別紙のとおり提出します。

- 注 1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の合計容量が 3 MB を超える場合は、郵送（書留郵便に限る。）（締切日時必着）で提出すること。
- 注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

設 計 ・ 施 工 提 案 書 (概 要)

技術提案概要	
工法名	
提案構造・工法	
施工方法	
開発会社	(共同開発の場合はすべて記入)
【概 要】	
【写真、図表等】	
【特 徴】	
【適用条件】	

注) 1. 本様式 A 4 サイズ片面 1 枚に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。

設 計 ・ 施 工 提 案 書 (詳 細)

〔記入例〕

項 目		記 述 欄
性能の 成立性	成立性の根拠	根拠【性能検証を行った実験（縮尺、波高、シミュレーション）を記述
	反射率	算出結果及び根拠を記述
	透過率	算出結果及び根拠を記述
構造の 成立性	構造概要 離岸堤の形式	離岸堤の形式を記述
	基本構造図	一般図：全般を図示 * ジャケット形式の場合 ・ ジャケット部：ジャケット形式 ・ コンクリート部：基本形状、断面等を図示 ※主要寸法も含めて記述のこと。ただし、推定で記述しているものを明確にすること。
設計 手法	構造計算手法	計算手法、解析手法等の内容を記述
	準拠図書	設計に当たっての準拠する設計基準、参考図書等を記述
	耐久性	耐久性確保のための方策について記述
	耐震性	耐震性確保のための方策について記述 耐震安全性の照査手法について記述
	耐風性	耐風設計の考え方について記述 動的耐風設計の必要性について記述
	耐波浪性	耐波浪に対する設計の考え方について記述
	防食方法	防食に対する対応策を具体的に記述
	洗掘に対する対策	・ 構造上の対策を記述 ・ 耐用年数に対する記述

注) 1. 本様式（別記様式 6-1～別記様式 6-3 あわせて）合計 A 4 サイズ片面 6 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。

頁／総頁

設 計 ・ 施 工 提 案 書 (詳 細)

[記 入 例]

項 目		記 述 欄
適 用 性	品質	品質の管理基準と管理方法について記述
	出来形	出来形精度の考え方、適用基準について記述
	現場条件	作業機械等の配置を図示し、留意事項等を記述 資材搬入計画について記述
	安全性	工事及び第三者に対する安全上の配慮事項について記述
	コスト縮減	コスト縮減の方策や活用する新技術、新材料等について記述
	環境・景観	設置後の環境に対する記述 据付中における環境対策について記述
	維持管理	維持管理の考え方を記述
施 工 計 画	施工計画	特に据付方法（杭打設、函体据付、杭と函体の固定、船団構成、施工条件遵守の考え方等）について記述すること。
	工程	提案の具体的な施工工程を記述する。様式は自由とするが、A 4 横バーチャートとする。

注) 1. 本様式（別記様式 6 - 1 ~ 別記様式 6 - 3 あわせて）合計 A 4 サイズ片面 6 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。

設 計 ・ 施 工 提 案 書 (詳 細)

[記 入 例]

項 目	記 述 欄			
施工実績				
水利模型実験に関する条件	1. 水路諸元 (長さ*幅*水深) 2. 実験縮尺 3. 波浪条件 規則波もしくは不規則はのどちらかで囲む。() 内には現地換算値を記入する。複数のケースで実施した場合はすべて記入する。 規則波 : H = T =、 H = T = 不規則波 : H = T =、 H = T = 4. 海底勾配			
特許取得等				
特許	1. 有り (番号 :)	2. 出願中	3. 出願予定	4. 無し
実用新案	1. 有り (番号 :)			
建設技術審査証明	1. 有り (技術名称 :) (建技審証第 号) (実施機関 :)			
評価・証明	1. 建設技術評価 (番号 :) ・ 証明年月日 ()	2. 民間開発建設技術の評価証明 (番号 :) ・ 証明年月日 () ・ 証明機関 ()		
その他の制度等による証明	1. 制度等の名称 (番号 :) ・ 証明年月日 () ・ 証明機関 () ・ 証明範囲 ()	2. 制度等の名称 (番号 :) ・ 証明年月日 () ・ 証明機関 () ・ 証明範囲 ()		
公的機関との共同研究				

注) 1. 本様式 (別記様式 6 - 1 ~ 別記様式 6 - 3 あわせて) 合計 A 4 サイズ片面 6 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。

工法

〇〇構造物

水理模型実験方法入力シート

水路諸元

長さ 142.0 m
幅 0.6 m
水深 1.0 m

実験縮尺 1/25

連絡先

企業名 〇〇建設株式会社
担当者
TEL
E-mail

サンプル

波浪条件

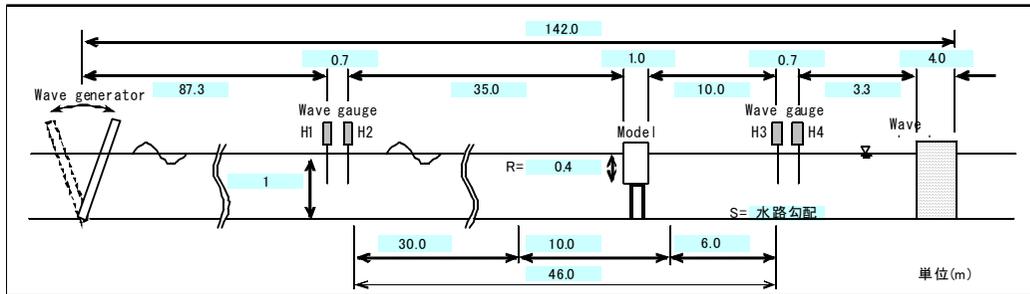
規則波

沖波波高	Ho	実験 現地換算	(cm)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
			(m)	4.0	8.0	8.0	16.0	12.0	16.0	4.0	8.0	12.0	8.0	12.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
周期	T	実験 現地換算	(sec)	1.2	1.2	1.4	1.4	1.6	1.6	2.0	2.0	2.0	2.8	2.8					
波形勾配	Ho/Lo		(sec)	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0	8.0	10.0	10.0	10.0	14.0	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				1.78	3.56	2.62	5.23	3.00	4.01	0.64	1.28	1.92	0.65	0.98	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

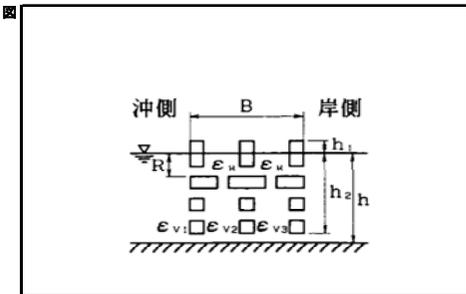
実験条件

Type	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J									
海底勾配	tanβ	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50									
設置水深	h	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0									
堤長	L	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0									
天端幅	B	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0									
天端高	R	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									
工法別の諸元(空隙率など)																			
スリット空隙率	1列目鉛直壁 εv1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4									
	2列目鉛直壁 εv2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3									
	3列目鉛直壁 εv3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3									
	水平板 εH	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2									
スリット下端高	h2/h	0.6	0.8	1.0	0.8	0.8	0.6	0.8	0.8	0.8									
水平板没水深	R/h	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1									

実験断面図

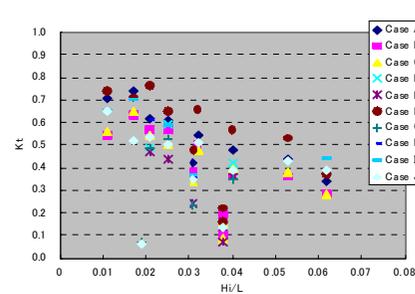


構造諸元記号説明図

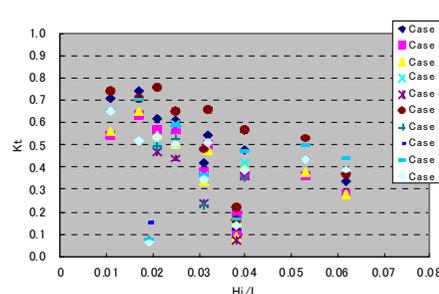


実験結果総括

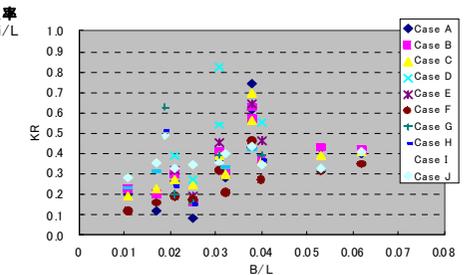
透過率
Kt-H/L



反射率
KR-H/L



透過率
Kt-H/L



注) 1. 本様式(別記様式8-1~別記様式8-2あわせて)合計A4サイズ片面3枚以内とする。

工 法

○構造物

水理模型実験方法入力シート

実験条件

Type			A
海底勾配	$\tan\beta$		1/50
設置水深	h	cm	40.0
堤長	L	cm	60.0
天端幅	B	cm	60.0
天端高	R	cm	0.0
工法別の諸元(空隙率など)			
スリット空隙率	1列目鉛直壁	$\varepsilon v1$	0.4
	2列目鉛直壁	$\varepsilon v2$	0.4
	3列目鉛直壁	$\varepsilon v3$	0.4
	水平板	εH	0.1
スリット下端高		$h2/h$	0.6
水平板没水深		R/h	0.1

Case A

サンプル

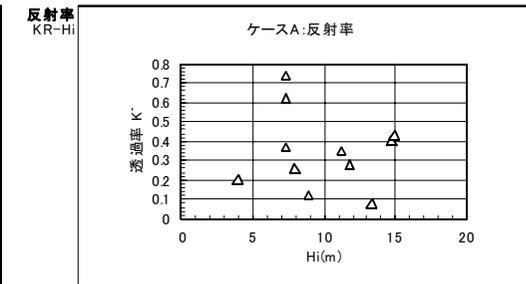
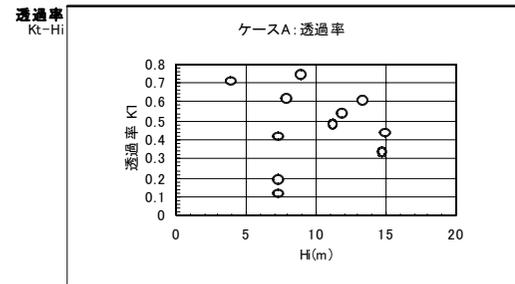
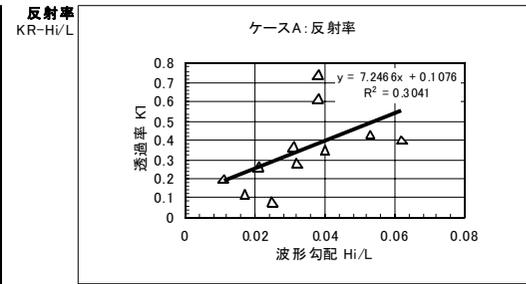
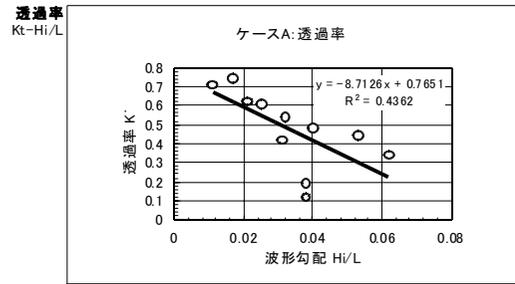
実験結果

Case		A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	A-6	A-7	A-8	A-9	A-10	A-11						
入射波高	H_i	7.3	7.3	7.3	14.7	11.2	14.9	3.9	7.9	11.8	8.9	13.3						
周期	T	1.2	1.2	1.4	1.4	1.6	1.6	2.0	2.0	2.0	2.8	2.8						
波長	L	194	194	239	239	283	283	369	369	369	535	535						
波形勾配	H_i/L	0.038	0.038	0.031	0.062	0.040	0.053	0.011	0.021	0.032	0.017	0.025						
透過率	K_T	0.12	0.19	0.42	0.34	0.48	0.44	0.71	0.62	0.54	0.74	0.61						
反射率	K_R	0.74	0.62	0.37	0.4	0.35	0.43	0.20	0.26	0.28	0.12	0.08						
	B/L	0.309	0.309	0.251	0.251	0.212	0.212	0.163	0.163	0.163	0.112	0.112						

実験結果

消波特性(透過率 K_t , 反射率 K_R)を記述

透過率 K_t	
反射率 K_R	
その他か留意事項等	



技術提案書作成にあたっての条件等 〈発注者が設定している標準案等〉

標準案

〈発注者が設定している離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

- 1) 技術提案の対象は離岸堤本体（RC上部工等）とし、型枠設置から据付完了までとする。
- 2) 材料関係
水セメント比：55%以下、セメントの種類：高炉セメントB種

2. 標準案

- 1) 標準案で計上している項目は、設計図書、土木工事標準仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示すとおりである。

3. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。
- 3) 施工方法によって評価が変わる可能性がある技術提案にあつては、評価が確定できるよう詳細に記載する事。(例：コンクリートの再振動に関する提案)
- 4) 関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のある提案は認めない。
- 5) 暑中・寒中コンクリートに関する提案は認めない。
- 6) 温度応力解析のみの技術提案は評価しない
- 7) 単に品質管理・施工管理の頻度を増加させるだけの提案は、性能・機能が向上するか否かで評価する。
- 8) 私有地を使用する必要がある技術提案にあつては、請負者の責任において土地の権利者の了解を得る事を条件に技術提案できる。
- 9) 交通誘導員の配置に関する提案は、別途精算する予定であるため認めない。
- 10) 高性能AE減水剤に関する提案は評価しない。

技術提案書記載例

工事名
会社名 _____

「離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策」

(記入すべき項目)

1) 離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策についての工夫・提案

提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①	(○字以内で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> ・手法： ・効果： ・根拠： ・優位性： (箇条書きで短文、明確に)	資料-○
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式A4サイズ片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式10～別記様式12)を含め各々A4サイズ片面10枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

技術提案書作成にあたっての条件等 〈発注者が設定している標準案等〉

標準案

〈発注者が設定している離岸堤本体と鋼管杭との接合部の一体性向上対策の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

- 1) 技術提案の対象は有脚式離岸堤本体及び鋼管杭とする。
- 2) 技術提案の範囲は製作から据付完了までとする。

2. 標準案

- 1) 標準案としている項目は、土木工事標準仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示すもののほか、技術提案に関連して当該工事で標準としている項目は以下の通りである。
 - ・本体部にある鋼管杭の収まる管の下端に、もれ防止用のゴム製品によるシールを施し、接合材を注入する。
 - ・充填材は海水が混入しないように接合部の下部から注入し、上部に上がってきた充填材で管理を行う。

3. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。
- 3) 施工方法によって評価が変わる可能性がある技術提案にあっては、評価が確定できるよう詳細に記載する事。(例：コンクリートの再振動に関する提案)
- 4) 関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のある提案は認めない。
- 5) 暑中・寒中コンクリートに関する提案は認めない。
- 6) 設計上必要となる剛性強度を確保するための措置は標準案とする。
- 7) 単に品質管理・施工管理の頻度を増加させるだけの提案は、性能・機能が向上するか否かで評価する。
- 8) 私有地を使用する必要がある技術提案にあっては、請負者の責任において土地の権利者の了解を得る事を条件に技術提案できる。
- 9) 交通誘導員の配置に関する提案は、別途精算する予定であるため認めない。
- 10) 高性能AE減水剤に関する提案は評価しない。
- 11) 据付場所は、漁場になっていることから環境への配慮すること。

技術提案書記載例

工事名

会社名 _____

「離岸堤本体と鋼管杭との接合部の一体性向上対策」

(記入すべき項目)

1) 離岸堤本体と鋼管杭との接合部の一体性向上対策についての工夫・提案

提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①	(○字以内で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> ・手法： ・効果： ・根拠： ・優位性： (箇条書きで短文、明確に)	資料-○
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式A4サイズ片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式10~別記様式12)を含め各々A4サイズ片面10枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

技術提案書作成にあたっての条件等 〈発注者が設定している標準案等〉

標準案

〈発注者が設定している起重機船・クレーン付台船の占有面積の軽減対策の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

1) 技術提案の対象は下記のとおりとする。

- ・ 杭打設 … 鋼管杭打設作業（鋼管杭打設するための準備作業を含む。）
- ・ 離岸堤本体据付 … 離岸堤本体の据付（下部工、上部工に分かれている場合は分けて算出する。）
- ・ 固定作業 … 鋼管杭と離岸堤本体の固定作業（鋼管杭の切断、標識灯等の設置等を含む）

2) 技術提案の期間はシラス漁の漁期を対象とする。（休漁期は1/19～3/17）

2. 標準案

1) 標準案としている項目は、土木工事標準仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示す通りである。

2) 延べ占有面積は5,000,000m²・日

3. 技術提案書作成にあたっての留意事項

1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。

2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案に満たない（5,000,000m²を超える）提案は認めない。

3) 施工方法によって評価が変わる可能性がある技術提案にあつては、評価が確定できるよう詳細に記載する事。（例：コンクリートの再振動に関する提案）

4) 関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のある提案は認めない。

5) 私有地を使用する必要がある技術提案にあつては、請負者の責任において土地の権利者の了解を得る事を条件に技術提案できる。

6) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、下記について記載するものとする。

①選定した工法の海上作業の具体的作業内容と工程表

②作業内容、現場条件等を踏まえた起重機船の大きさとその選定理由

③提案した起重機船ごとの占有面積

※各占有面積は、起重機船が四方張るアンカーの位置を囲んだ範囲とし、使用する起重機船ごとの延べ占有面積（起重機船ごとに作業に応じた占有面積×作業日数）を算出するものとする。

④提案した起重機船ごとの実作業日数（時間単位の作業もアンカーを張っていれば1日にカウント）

7) 当区域は自衛隊法に基づく「飛行機及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令」による規制範囲内であり、作業にあつては追加特記仕様書によること。

総合評価落札方式の内容

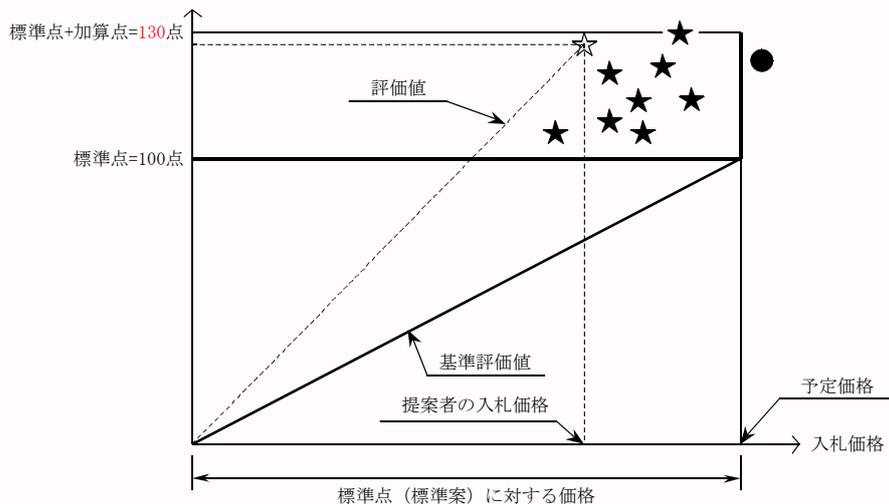
1. 総合評価落札方式（標準型）の考え方

総合評価落札方式（標準型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、入札説明書9.（3）入札の評価に関する基準により点数を付与する方式である。

2. 総合評価の仕組み

① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示す。



- ☆ : 落札者
- ★ : 非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）
- : 非落札者（予定価格以上）

基準評価値 = 標準点（100点） / 予定価格

評価値 = (標準点+加算点) / 入札価格

予定価格 = 発注者が設定した工事費

入札価格 = 技術提案内容等に対する見積工事費

※ (標準点+加算点) の評価値の合計は、100点を下限値とする。

② 落札者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最大の者を落札者とする。

- a. 入札価格 ≤ 予定価格
- b. 入札参加資格を満たすこと（標準点以上）
- c. 評価値 ≥ 基準評価値

※ 条件を満たした者のうち、評価値の最大の者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

3. 技術提案書の評価

技術提案書を作成するに当たっては、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。なお、下記に示すような提案内容については、評価しない。

- ① 提案内容が抽象的なもの
- ② 提案の表現が曖昧なもの
- ③ 提案の実行の有無が確認できないもの
- ④ 提案内容に明確な効果が認められないもの
- ⑤ 提案内容が前提条件の変更を伴うもの

なお、発注者が設定している標準案と同等以上であると認められないものは入札に参加できない。

4. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定（入札参加者が10社の場合の例）

入札者	標準点	施工体制 評価点	技術提案①	技術提案②	施工能力等 +地域	加算点 小計	点数合計 (a)	入札価格 (億円) (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	30.0000	10.0000	5.0000	6.0000	151.0000	151.0000	1.8200	82.9670	7
②	100	30.0000	10.0000	8.0000	8.0000	156.0000	156.0000	1.8000	86.6666	☆ 1
③	100	10.0000	6.0000	3.3333	6.0000	125.3333	125.3333	1.5000	83.5555	5
④	100	30.0000	15.0000	8.0000	10.0000	163.0000	163.0000	1.9000	85.7894	2
⑤	100	30.0000	2.0000	-1.0000	8.0000	139.0000	139.0000	1.7100	81.2865	8
⑥	100	—	20.0000	8.0000	6.0000	134.0000	134.0000	2.3000	—	注 1
⑦	100	30.0000	12.0000	10.0000	2.0000	154.0000	154.0000	1.8000	85.5555	3
⑧	100	30.0000	5.0000	5.0000	8.0000	148.0000	148.0000	1.7800	83.1460	6
⑨	100	0.0000	0.0000	0.0000	-3.0000	97.0000	100.0000	1.3000	76.9230	9
⑩	100	30.0000	15.0000	8.0000	4.0000	157.0000	157.0000	1.8500	84.8648	4

1) 予定価格=2.0(億円) 基準評価値=50.0000

2) ☆：落札者

注 1) 予定価格を超過

2) 入札参加資格を満たす者の評価点数の合計は、100点を下限値とする。なお、評価点数の合計が100点に満たない場合であっても100点を下限値とする。

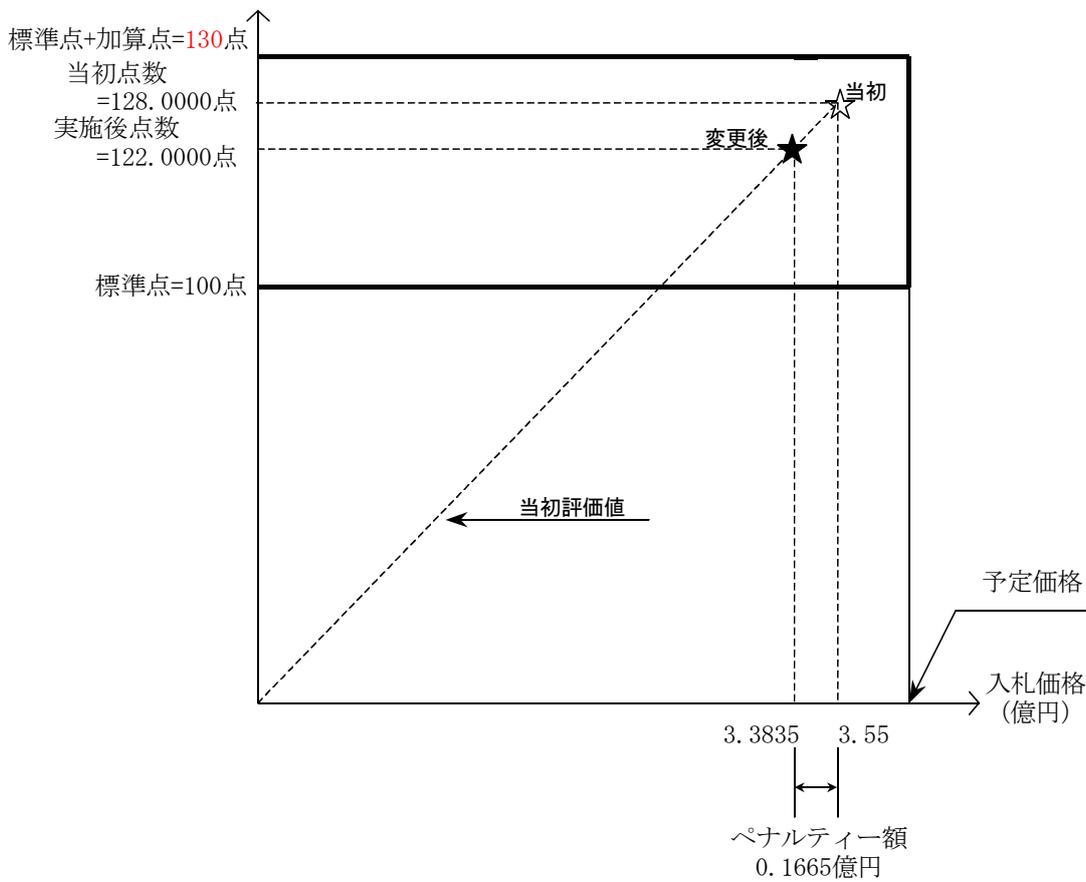
※加算点数については、小数点第5位以下切り捨て。評価値については、小数点第5位以下切り捨て。

5. 実施上の留意事項

受注者の責により技術提案書（別記様式10、別記様式11、別記様式12）に記載した提案内容が履行されなかった場合は、4. の「落札者の決定」の方法により見直し得点を求め、当初評価値（傾斜率）により違約金を徴収する。

ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、ペナルティー額の考え方は、以下のとおりとする。

ペナルティー額の算定方法（例）



	標準点	加算点	点数合計	入札価格	評価値
当初	100	28.0000	128.0000	3.55	36.0563
実施後	100	22.0000	122.0000	—	—

$$\begin{aligned}
 \text{ペナルティー額} &= \text{当初落札価格} - (\text{実施後点数} / \text{当初評価値}) \\
 &= 3.55 - (122 / 36.0563) \\
 &= 3.55 - 3.3835 \\
 &= 0.1665 \text{ 億円}
 \end{aligned}$$

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事 技術提案書

等級区分 一般土木 〇等級
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇

連絡先 所属：
役職：
氏名：
電話：
E-mail： 0000000@00.00.00

標記について、平成22年9月24日付けで公告のありました「平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事」の技術提案を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の合計容量が3MBを超える場合には、郵送等(締切日時必着)で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせ先(担当者)を記載するものとする。

技術提案書(○/○)

平成○○年度 ○○○工事

工事名 :

会社名 :

「離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策」

(記入すべき項目)

1) 離岸堤におけるコンクリートの品質向上対策についての工夫・提案

提案 番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに 標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①			
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式A4サイズ片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式10～別記様式12)を含め各々A4サイズ片面10枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

技術提案書(○/○)

平成○○年度 ○○○工事

工事名 :

会社名 :

「離岸堤本体と鋼管杭との接合部の一体性向上対策」

(記入すべき項目)

1) 離岸堤本体と鋼管杭との接合部の一体性向上対策についての工夫・提案

提案 番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに 標準案に対する優位性	備 考 (参考資料番号)
①			
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式A4サイズ片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式10～別記様式12)を含め各々A4サイズ片面10枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

技術提案書 (3)

会社名 ○○○○建設株式会社

「起重機船、クレーン付台船の占有面積の縮減対策」に関する技術的所見 (概要)

(記入すべき項目)

1. 具体的な方法の提案

1) 離岸堤工事中の第三者への安全管理方法について具体的な技術提案を行う。

① 選定した工法の海上作業の内容

② 上記を踏まえ、起重機船ごとの施工範囲を示した図面

2) 作業条件により最も経済的な起重機船の選定理由

* 作業内容、現場条件等を踏まえた起重機船の大きさとその選定理由

3) 使用する起重機船ごとの占有面積

① 選定した工法の海上作業の具体的作業内容と工程表

② 提案した起重機船ごとの占有面積

③ 提案した起重機船ごとの実作業日数

(時間単位の作業もアンカーを張っていれば1日にカウント)

④ 延べ面積 ○○m²・日

2. その他特記すべき事項

その他特記すべき事項があれば記述する

- 注) 1. 必要に応じて構造図等の説明図を添付すること。
 2. 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式A4サイズ片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。
 3. 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式10～別記様式12)を含め各々A4サイズ片面10枚以内とすること。
 4. 技術提案による施工方法を複数提出することはできない。

平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事 見積書及び内訳書 (参考)

区分	費目・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	備考
工場製作	1 海岸堤防	式				
	2 工場製作工	式				
	3 鋼製ジャケッ	式				
	4 鋼製ジャケッ材料費	基				単価表第〇号
	5 鋼製ジャケッ製作費	基				単価表第〇号
	6 防触工	式				内訳書第〇号
	7 RC上部工	式				
	8 RC上部工製作費	基				単価表第〇号
	9 標識灯及び標識柱	式				
	10 標識灯	基				単価表第〇号
	11 標識灯	基				単価表第〇号
	12 ○○○	式				
	13 ○○○製作費	〇				単価表第〇号
	14 間接労務費	式				
	15 工場純工事費	式				
	16 工場管理費	式				
	17 工場製作原価	式				
現場製作	18 海岸堤防	式				
	19 現場製作工	式				
	20 鋼製ジャケッ	式				
	21 鋼製ジャケッ製作	基				単価表第〇号
	22 防触工	式				内訳書第〇号
	23 RC上部工	式				
	24 RC上部工製作	基				単価表第〇号
	25 標識灯及び標識柱	式				
	26 標識灯設置	基				単価表第〇号
	27 標識柱設置	基				単価表第〇号
	28 ○○○	式				
29 ○○製作	〇				単価表第〇号	
海上輸送	30 海上輸送工	式				
	31 鋼管杭	式				
	32 横取り・積込	本				単価表第〇号
	33 運搬	本				単価表第〇号
	34 鋼製ジャケッ	式				
	35 横取り・積込	基				単価表第〇号
	36 運搬	基				単価表第〇号
	37 RC上部工	式				
	38 横取り・積込	基				単価表第〇号
	39 運搬	基				単価表第〇号
	40 ○○○	式				
	41 横取り・積込	〇				単価表第〇号
42 運搬	〇				単価表第〇号	
離岸堤本体	43 離岸堤本体工	式				
	44 作業土工	式				
	45 基面製正	m3				単価表第〇号
	46 ○○○	〇				単価表第〇号
	47 既製杭工	式				

平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事 見積書及び内訳書 (参考)

区分	費目・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	備考
離岸堤本体	48	鋼管杭材料費	本			単価表第〇号
	49	鋼管杭打設	本			単価表第〇号
	50	杭頭処理工	本			単価表第〇号
	51	中詰処理工	m3			単価表第〇号
	52	〇〇〇	〇			単価表第〇号
	53	鋼製ジャケット工	式			
	54	鋼製ジャケット据付	基			単価表第〇号
	55	防触工	式			内訳書第〇号
	56	〇〇〇	〇			単価表第〇号
	57	R C上部工	式			
	58	R C上部工据付	基			単価表第〇号
	59	グラウト工	m3			単価表第〇号
	60	〇〇〇	〇			単価表第〇号
	61	特許使用料	式			
	62	特許使用料	式			内訳書第〇号
	63	〇〇〇	〇			
	64	〇〇〇	〇			単価表第〇号
	65	仮設工	式			
	66	作業ヤード整備工	式			
	67	製作ヤード整備	式			内訳書第〇号
	68	鋼管杭打設用仮設	式			
	69	導材	式			内訳書第〇号
	70	〇〇〇	式			内訳書第〇号
	71	鋼製ジャケット据付用仮設	式			
	72	仮受杭	式			内訳書第〇号
	73	〇〇〇	式			内訳書第〇号
	74	R C上部工据付用仮設	式			
	75	〇〇〇	式			内訳書第〇号
	76	建設副産物処理費	式			
77	建設副産物処理	式			内訳書第〇号	
78	〇〇〇	〇				
79	〇〇〇	〇			内訳書第〇号	
共通仮設費	80	直接工事費	式			
	81	共通仮設費	式			
	82	共通仮設費	式			
	83	運搬費	式			
	84	重建設機械分解組立輸送費	式			内訳書第〇号
	85	作業船回航・曳航費	式			内訳書第〇号
	86	仮設材運搬費	式			内訳書第〇号
	87	準備費	式			
	88	〇〇〇〇	式			内訳書第〇号
	89	事業損失防止施設費	式			
	90	〇〇〇〇	式			内訳書第〇号
	91	安全費	式			
	92	監視船	台			内訳書第〇号
	93	安全対策	式			内訳書第〇号
	94	役務費	式			
	95	借地料				内訳書第〇号

平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事 見積書及び内訳書 (参考)

区分	費目・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	備考
	96 岸壁使用料	式				内訳書第〇号
	97 荷役料					内訳書第〇号
	98 技術管理費	式				
	99 ○○○○	式				内訳書第〇号
	100 イメージアップ経費	式				
	101 共通仮設費(率分)	式				
	102 純工事費	式				
	103 現場管理費	式				
	104 現場工事原価	式				
	105 工事原価計	式				
	106 一般管理費	式				
	107 工事価格	式				
実 施 設 計	108 実施設計	式				
	109 海岸構造物設計	式				
	110 離岸堤設計	式				内訳書第〇号
	111 模型実験	式				内訳書第〇号
	112 本体設計	式				内訳書第〇号
	113 温度ひび割れ検討	式				内訳書第〇号
	114 安全施設検討	式				内訳書第〇号
	115 防触検討	式				内訳書第〇号
	116 ○○○検討	式				内訳書第〇号
	117 鋼管杭設計	式				
	118 杭長検討	式				内訳書第〇号
	119 ○○○検討	式				内訳書第〇号
	120 施工計画	式				
	121 施工計画	式				内訳書第〇号
	122 仮設計画	式				内訳書第〇号
	123 工程計画	式				内訳書第〇号
	124 ○○○検討	式				内訳書第〇号
	125 照査	式				
	126 照査	式				内訳書第〇号
	127 協議打合わせ	式				
	128 協議打合わせ	式				内訳書第〇号
129 報告書作成	式					
130 報告書作成	式				内訳書第〇号	
131 直接経費	式					
132 旅費交通費	式					
133 旅費交通費	式				内訳書第〇号	
134 直接業務費	式					
135 間接業務費	式					
136 諸経費	式					
137 技術経費	式					
138 設計価格	式					
	139 工事価格計	式				

※提案する構造にあわせて修正、追加、削除するものとする。

「リスク分担表」

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク負担先		備考
			発注者	請負者	
技術特性	①地質	地盤の土質、厚さの相違による設計または工法変更	○		
	②工法・品質等	工法の性能確保、使用材料の品質		○	
	③特許料	工法に係わる特許料		○	
	④コンクリートのひび割れ対策	コンクリートのひび割れ(0.2mm以上)対策に係わる費用及び、ひび割れ(0.2mm以上)が発生した場合の対策費		○	
	⑤地形	地形の相違による設計または工法変更	○		
	⑥その他	施工方法に関する技術提案		○	
自然条件	①天候	降雨・降雪・波浪等、気象変化による影響		○	契約書第29条によるものは除く
	②環境対策	施工中の濁水対策、水生生物等への対策、騒音・振動対策		○	
	③埋設物	建設副産物等の埋設物の確認		○	
建設副産物等の埋設物の除去		○		有脚式離岸堤の施工箇所以外は受注者が負担する。	
社会条件	①地元対応	工事施工に係わる漁業関係者、地域住民及び港湾使用時の関係者との調整		○	設計条件の変更等、発注者の指示によるものを除く
	②苦情処理	工事施工に伴う苦情への対応		○	
	③申請事項	工事施工に伴う各種申請に係わる事項		○	
	④施工ヤード	離岸堤製作等に利用するヤードを確保するために必要な事項		○	
	⑤港湾利用	荷役料や岸壁使用料等の港湾利用費用		○	
その他	①工期	新たな工種の追加施工		○	
	②共通仮設費	工事施工に伴う共通仮設(運搬費・準備費・事業損失防止施設費・安全費・役務費・営繕費)に係る費用		○	設計条件の変更等、発注者の指示によるものを除く
	③現場管理費	工事施工に伴う現場管理に係る費用		○	
	④一般管理費	工事施工に伴う一般管理に係る費用		○	
	⑤人為的なミス	設計・施工・積算ミス		○	
	⑥関係機関対応	関係行政機関との調整		○	
	⑦事故・盗難	工事施工に伴い発生した事故及びその復旧に係る費用		○	
	⑧船舶退避	台風の接近等により施工現場から一時的に船舶等を退避するための費用		○	発注者から指示により退避を行った場合は、発注者が負担する。
	⑨設計図書の変更	設計変更に伴う図面・数量計算書等の資料作成		○	
	⑩法律・基準等の改正	法令・設計基準等の改正	○		

標準案に対して提案値、

延べ占有面積〇, 〇〇〇, 〇〇〇万m²・日以下

※技術提案書提出時に提出した数値との変更は認めない

ただし、平成22年度 駿河海岸一色離岸堤工事

技術提案をした施工方法による提案値を提出します。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿

工事成績確認申請書

中部地方整備局
企画部 技術管理課長 殿

〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失しましたので確認をお願いします。

記

工 事 名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
請 負 者 名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）
請負金額（最終）：□□□，□□□，□□□．円

工 事 成 績 確 認 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省 中部地方整備局
企画部 技術管理課長

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

工 事 名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
請 負 者 名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）
請負金額（最終）：□□□，□□□，□□□． 円